

(注) 試験当日は、試験場において、試験に関する種々の注意、指示等がありますので、必ず、午前の部・午後の部共、試験開始時刻の30分前までに、試験場の所定の席に着席してください。

試験開始時刻に遅れた場合には、遅刻時間の長短及び理由のいかんにかかわらず、受験することができません。

公共交通機関においては、運休区間や、臨時運行区間が生じる可能性があります。あらかじめ交通情報を確認し、試験当日は、十分に時間に余裕をもって試験会場に到着してください。

4. 試験の方法、配点及び合格判定の方法

(1) 午前の部の試験（上記2. (1)）及び午後の部の試験のうち上記2. (3) 及び (4) については多肢択一式により、午後の部の試験のうち上記2. (2) については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施します。

(2) 午前の部の試験及び午後の部の試験の多肢択一式問題は、それぞれ35問で105点満点、午後の部の試験の記述式問題は、2問で70点満点です。

(3) 午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とします。

(4) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（試験時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。

(5) 記述式用答案用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合、その者の記述式用答案用紙については、採点されません。

5. 試験場

法務局又は地方法務局（§8の表参照）ごとに、それぞれの局が指定した場所（筆記試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

6. 携行品

(1) 筆記試験受験票

(2) 筆記具

- ・ B又はHBの鉛筆
- ・ 黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものは不可。）
- ・ プラスチック消しゴム

7. 筆記試験の結果発表等

(1) 法務局又は地方法務局での掲示

平成30年9月26日（水曜日）の午後4時に、受験地を管轄する法務局又は地方法務局において、その受験地で受験して合格した者の受験番号を掲示します。

(2) 法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）への掲載

平成30年8月6日（月曜日）の午後4時に、試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載します。

平成30年9月26日（水曜日）の午後4時に、筆記試験合格者の受験番号を掲載します。

(3) 筆記試験合格者への通知

管区法務局（§8の表中、○印の付された法務局）から、直接、筆記試験合格者に対し筆記試験合格通知書を発送して行います。この合格通知書は、口述試験受験票となります。

なお、(1) 又は (2) により筆記試験の合格を確認したにもかかわらず、合格通知書が10月3日（水曜日）までに到着しない場合には、管区法務局の総務課まで問い合わせてください。

(4) 筆記試験合格者については、更に口述試験を実施し、合否を決定します。口述試験の日程等については、§4を参照してください。